

議員提出第11号議案

精神障がい者を対象とした運賃の割引制度の適用に関する意見書について

上記の意見書を国に提出するものとする。

平成30年12月20日提出

安城市議会議員	深	津	修
〃	石	川	孝文
〃	二	村	守
〃	神	谷	昌宏
〃	松	尾	学樹
〃	白	山	松美
〃	今	原	康德
〃	杉	山	朗

—提案理由—

この案を提出したのは、精神障がい者への交通運賃割引制度の適用に関し国に要望するため。

## 精神障がい者を対象とした運賃の割引制度の適用に関する意見書（案）

障害者基本法では、精神障がい者は身体障がい者及び知的障がい者と同じ障がい者として定義されており、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策が講じられている。

障がい者の自立及び社会参加を促進するためには、公共交通事業者による経済的な移動支援が必要不可欠であり、現在、身体障がい者及び知的障がい者に対しては、鉄道、バスなどの公共交通機関において運賃の割引制度が実施されており、経済的負担の軽減が図られている。

一方、精神障がい者に対しては、本市内で運行しているあんくるバスにおいて、身体障がい者及び知的障がい者と同等の運賃の割引料金を適用しているなど、一部の公共交通機関で運賃の割引制度が適用されているものの、公共交通機関全体では、身体障がい者及び知的障がい者と同等に運賃の割引制度が適用されている状況とは言えず、精神障がい者の自立及び社会参加を促進する上で大きな課題となっている。

改正障害者基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法などの国内法が整備され、平成26年2月に国連障害者権利条約が締結されました。

一連の国内法や条約に照らせば、障がい者の交通運賃割引制度から精神障がい者を除外するような状況は、是正されなければならない問題である。

よって、国会及び政府に対し、精神障がい者にも身体障がい者及び知的障がい者と同等に交通運賃割引制度の適用対象とするよう各種交通事業者に働きかけ、必要な措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月20日

安城市議会